

別表工業技術センターの項の次に次のように加える。

関東圏企業誘致センター	所長	関東圏企業誘致センター
湯来農村環境改善センター	館長	湯来農村環境改善センター

別表競輪事務局の項から湯来農村環境改善センターの項までを削る。

(広島市物品管理規則の一部改正)

14 広島市物品管理規則(昭和44年広島市規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中「経済振興課及び産学官技術振興室にあつては経済振興課」を削り、「にあつては、所長」を「にあつては所長、総合リハビリテーションセンター開設準備室にあつては室長」に改め、同表企画総務局企画調整部の項中「調査担当課長」を「調整担当課長」に改め、同表社会局原爆被害対策部の項の次に次のように加える。

環境局資源・エネルギー・温暖化対策部	環境・エネルギー調査担当課長
--------------------	----------------

別表第1の(1)の表経済局農林水産部の項の次に次のように加える。

都市活性化局都心再開発部	広島大学本部跡地利用構想担当課長
都市活性化局新球場建設部	調整担当課長

別表第1の(1)の表環境事業所の項の次に次のように加える。

競輪事務局	次長
-------	----

別表第1の(1)の表競輪事務局の項を削る。

別表第1の(2)の表中「及び室」及び「土木課及び五日市旧港埋立推進室にあつては土木課(佐伯区役所に限る。)」を削る。

別表第2の(1)の表中「企画総務局秘書課長」を「企画総務局市長室秘書課長」に、「経済局産業立地推進課長」を「経済局産業振興部産業立地推進課長」に改める。

(広島市債権管理事務取扱規則の一部改正)

15 広島市債権管理事務取扱規則(昭和41年広島市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「調査担当課長及び都市計画担当課長」を「調整担当課長及び都市計画担当課長」に改め、「援護担当課長」の右に「環境局資源・エネルギー・温暖化対策部にあつては環境・エネルギー調査担当課長」を、「水産担当課長」の右に「都市活性化局都心再開発部にあつては広島大学本部跡地利用構想担当課長、都市活性化局新球場建設部にあつては調整

担当課長」を、「会計室」の右に「競輪事務局」を加え、「競輪事務局にあつては庶務担当の次長」を削り、同号ア中「社会局原爆被害対策部」の右に「環境局資源・エネルギー・温暖化対策部」を、「都市活性化局」の右に「都心再開発部、新球場建設部、」を加え、同号ウ中「室」を削る。

広島市規則第59号

平成19年4月20日

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋葉忠利

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則(昭和49年広島市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項本庁の部分第2号中「専門員及び主任体育主事」を「及び専門員」に改め、同部分第3号中「主任技師及び体育主事」を「及び主任技師」に改め、同項出先機関の部分第2号中「課長、室長」を「課長」に改め、「室長補佐」を削る。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項出先機関の部分第2号の改正規定は、同年4月23日から施行する。

広島市規則第60号

平成19年4月20日

広島市立大学事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋葉忠利

広島市立大学事務組織規則の一部を改正する規則

広島市立大学事務組織規則(平成6年広島市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第15号を次のように改める。

(15) 広島市立大学駐車場の維持管理に関すること。

第3条第17号中「重要物品、」を削り、「及び製造の請負の契約」を「借入れ及び修繕の契約、製造の請負契約並びに委託契約」に改め、同条第18号中「不要物品」を「不用物品」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島市告示第128号

平成19年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1

項の規定に基づき、広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区袋町6番36号
財団法人広島市ひと・まちネットワーク
代表者 理事長 山田 康
上記代理人
常務理事 恵南 祈八郎

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第129号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島平和記念資料館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区中島町1番2号
財団法人広島平和文化センター
理事長 齋藤 忠臣

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第130号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市森林公園の昆虫館入館料及び山城展望台昇降用モノレールの利用料並びに駐車料金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市安佐北区深川八丁目30番12号
財団法人 広島市農林水産振興センター
代表者 理事長職務代理人
常務理事 木原 康男

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第131号

平成19年4月1日

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項の規定に基づき、次のとおり医療安全支援センターを設置したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

名 称	所 在 地
広島市医療安全支援センター	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市告示第132号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市健康づくりセンターの健康増進事業に係る使用料及び展示ホール観覧料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区千田町三丁目8番6号
財団法人 広島原爆障害対策協議会
代表者 会長 真田 幸三

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第133号

平成19年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長職務代理人
広島市副市長 山田 康

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成19年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 濱田 芳弘

住所 広島市中区袋町5番34-1003号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

広島市告示第134号

平成19年4月1日

民生委員定数を平成19年4月1日付けで別表のとおり変更するので、広島市民生委員法施行細則（昭和55年広島市規則第18号）第3条の規定により、告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

別表

区	域	定数
全	市	1,935名
中	区	257名
東	区	203名
南	区	263名
西	区	311名
安佐南	区	317名
安佐北	区	237名
安芸	区	128名
佐伯	区	219名

広島市告示第135号

平成19年4月1日

民生委員協議会を組織する区域の一部を平成19年4月1日付けで別表のとおり変更するので、広島市民生委員法施行細則（昭和55年広島市規則第18号）第4条の規定により、告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

沼田地区民生委員児童委員協議会の区域変更について
(現行)

区分	区 域
沼田地区民生委員児童委員協議会	三城田(天神, 寺組, スワハイツ, グリーンタウン伴中央), 奥畑上, 幟城, 奥畑中(和楽荘), 奥畑下, 伴ハイツ, 上伴(瀬戸, 椎原, 大下), 三城田(三城田中, 八幡, 役神), 三城田上, 伴中央(前原, 平木, 鳴), 広陵四団地(中畑, 大下, 寿, 瀬戸内苑), 大原, 日だまりの家, グリーンヒル大原, ライオンズマンション大原駅前, 細坂, 若葉台, 太田川学園, 雲願寺, 広陵(中組, 小野池, 広陵台, 友愛園), 下地(伴東接地区), 伴東一丁目(15~20班), 伴東一丁目(瀬戸内ハイツ1~5), 伴東一丁目(瀬

戸内ハイツ6~8), 伴東八丁目(大原台F・Gブロック), 伴東八丁目(大原台A・Dブロック), 伴東八丁目(大原台B・C・Eブロック), 松宗(農免道を除く), 宗が丘, 松宗(農免道), サーパス沼田, 下向, 伴東六丁目, 下地(伴東接地区を除く), 伴東一丁目(1~14班), 中東, 寺谷, 大東, 梶屋谷, 大塚西三・四丁目(幸神, 西ヶ城, 中講, 藤興園, どんぐり作業所), 観音, 下城, 下城ハイツ, 大塚西三丁目(Aシティー, タワーズイースト, タワーズウェスト, メリーハウス), 大塚西六丁目(Aシティーアーバン・アリーナ1, 2・フォレスト), 大塚西五丁目(ブルミュール), 大塚西六丁目(Aシティーパレット・アリーナ3, 4, ステージ), 大塚西七丁目(花の季台A・B), 伴南一丁目(サウスヒルズAシティー), 大塚西七丁目(花の季台C・D), 伴南一丁目2番~37番, 伴南四丁目

(変更後)

伴地区民生委員児童委員協議会

伴東一丁目(18番~20番), 伴東八丁目(81番), 伴西一丁目~伴西三丁目, 伴北七丁目, 沼田町大字伴(ただし, 伴東及び大塚学区分を除く。)

(参考)伴ハイツ, 諏訪ハイツ, 第一共進ハイツ, 伴第二共進ハイツ, 広陵台, 中畑団地, 大下団地, 瀬戸内苑, 鳴団地, 寿団地, グリーンヒル大原, 若葉台

伴東地区民生委員児童委員協議会

伴東一丁目(ただし, 伴学区分を除く。), 伴東六丁目, 伴東八丁目(ただし, 伴学区分を除く。), 沼田町大字伴

(字大原台5640~5642番地,
5911番地の7~5913番地の2,

【山】 679~700番地, 773番地,
783番地の4

字赤迫6880番地の2~6912番地,
6939~6955番地

字入野6956~7173番地

字中台7174~7375番地

字流田7376~7447番地

字石ヶ原7448~7588番地

字豊島7589~7708番地

字浜後7709~7758番地

字上田7759~7839番地

字片山7840~7929番地

字迫ノ谷7931~8036番地

字大迫8037~8087番地

字胡麻迫8088~8218番地

字香炉林8219~8282番地

字下地8283~8404番地

字岡田8405~8485番地

字尾首8486~8570番地

字柚ノ木8571~8670番地

字松ヶ迫8673~8676番地,

8679~8695番地,

8697番地~8751番地

	字堤ヶ迫8696番地 【山】 4936番地～4958番地, 4979番地, 4981番地～5039番地 字道具畑1～162番地 字日山163～379番地 字麦山380～572番地 字大原迫573～609番地, 614番地, 622番地 の4, 727～772番地, 776～78番地の 1, 783番地の5～ 852番地 字椋塚5040～5059番地 字小ノ原9216番地の1～9216番地 の4, 9217番地の1, 9217 番地の2 (参考)三菱沼田団地(大原台団地), 瀬戸内ハ イツ, 宗ヶ丘団地	固形状一般廃棄物 2 処理区域 広島市の全域 3 市が収集する固形状一般廃棄物の種類(分別) (1) 家庭から排出され固形状一般廃棄物は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年広島市規則第40号。以下「広島市廃棄物処理規則」という。)第2条の規定に基づき、次のとおり分別して収集する。ただし、広島市廃棄物処理規則第4条に規定する多量の一般廃棄物を除く。 ア 可燃ごみ 厨芥類, 木くず及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱い得るもの。ただし、キに掲げるものを除く。 イ 不燃ごみ 陶磁器類, 灰等。ただし、キに掲げるものを除く。 ウ プラスチックごみ(収集区分としては「その他プラ」という。) プラスチック類その他これに類するもの。ただし、エ, オ及びキに掲げるものを除く。 エ プラスチック製容器包装ごみ(収集区分としては「リサイクルプラ」という。) 主としてプラスチック製の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)第2条第1項に規定する容器包装。ただし、オ及びキに掲げるものを除く。 オ ペットボトルごみ 飲料用, 酒類用又はしょうゆ用のペットボトル カ 資源ごみ 紙類, 布類, 金属類, ガラス類等容易に再生利用が可能なもの。ただし、キに掲げるものを除く。 キ 大型ごみ(広島市廃棄物処理規則第14条の3第5項の規定に基づき納付券が貼付されているものに限る。) (ア) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(以下「家電リサイクル法対象機器廃棄物」という。) ただし、同法第19条に規定する再商品化等に必要な料金(以下「リサイクル料金」という。)を払っているものに限る。 (イ) 電気器具((ア)に掲げるものを除く。), 家具, 寝具等で最長の辺の長さ又は最大径が30センチメートル(棒状のもの又は容易に折り曲げることができる板状のものにあっては、最長の辺の長さが1メートル)以上のもの(カーテン, 食器類, おもちゃ, 容器類, 履物類, かばん類, 布類, なべ・やかん類など特定のものを除く。) ク 有害ごみ 蛍光管, 乾電池, 体温計(水銀を使用したもの)等有害物質を含んでいるもの (2) (1)以外の固形状一般廃棄物(事業ごみ等は除く。)は、次のとおりとする。 都市美化ごみ ア 町内清掃ごみ 地域住民の奉仕活動による町内清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物で、市長が収集の必要性を認めるもの
大塚・伴南 地区民生委 員児童委員 協議会	伴南一丁目, 伴南二丁目～伴南四丁目 (参考)ニューエイジタウン「こころ」 大塚東一丁目, 大塚東三丁目, 大塚西三丁目～大塚西七丁目, 沼田町大字件 (字上丁3958番12～16, 3969番5～21, 字三百谷4333番地3～5, 4333番地7, 4333番地15, 4333番地17, 4359番地3～5, 4360番地1, 4360番地3～5 字乗越 【山】 1264番地1, 1264番地9～258, 1303番地, 1315番地～1319番地) 沼田町大字大塚 (参考)下城ハイツ, 藤興園, A-CITY	

~~~~~

広島市告示第136号

平成19年4月1日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年広島市条例第19号)第8条第1項の規定に基づき、平成19年度広島市一般廃棄物処理実施計画(平成19年度固形状一般廃棄物処理実施計画及び生活排水処理実施計画)を次のとおり告示する。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山田 康

第1 平成19年度広島市固形状一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成19年度広島市固形状一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類

イ 不法投棄ごみ 公共用地等に不法投棄された、原因者が不明かつ土地の管理者等による処理が著しく困難な固形状一般廃棄物で、市長が収集の必要性を認めるもの

ウ 河川清掃ごみ 市において実施する河川清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物

エ 街路ごみ容器ごみ 市が設置した街路ごみ容器に排出される固形状一般廃棄物

オ その他 環境保全上、市長が収集の必要性を認めるもの

#### 4 市では収集しない固形状一般廃棄物

##### (1) 事業ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り再生利用等資源化・減量化を行った後、排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。ただし、市長は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年広島市条例第 1 9 号）第 7 条の規定により、運搬すべき場所及び方法等の必要な措置をとるよう指示することができる。

##### (2) 一時多量ごみ

引っ越し、庭木の刈り込み、改築、畳の入替え等により多量に出たごみは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

##### (3) その他

ア 共同住宅等から排出されるごみのうち、広島市による収集に託さないものは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

イ タイヤ、原動機付自転車、オートバイ、FRP製廃船、バッテリー、ガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）、ピアノ（電子ピアノを除く。）、家庭用パソコン、未使用の消火器、石油類等については、販売店や製造元などへ処理を依頼するものとする。

また、中身の入った塗料缶、農薬その他薬品類等の処理は、販売店、製造元や市が許可した当該廃棄物を処理できる産業廃棄物処理業者へ依頼するものとする。

#### 5 固形状一般廃棄物の排出抑制の方策並びに排出状況、収集・運搬計画及び処理計画

平成 1 9 年度における、固形状一般廃棄物の排出抑制の方策、市が収集、運搬及び処理する固形状一般廃棄物の排出状況、収集・運搬計画及び処理主体並びに中間処理計画及び最終処分計画は、原則として別紙 1 のとおりとする。

ただし、特別管理一般廃棄物として定められたもののうち、医療関係機関等から発生する感染性廃棄物の処理は、当該排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）処理業者へ依頼するものとする。

#### 6 住民に対する広報・啓発活動

平成 1 9 年度において、市が住民に対して実施する広報・啓発活動は、別紙 2 広島市固形状一般廃棄物普及啓発計画のとおりとする。

りとする。

#### 別紙 1

##### 1 排出抑制の方策

###### (1) 発生抑制

ごみの発生を抑制するため、簡易包装の推進などを市民、事業者、行政が連携を取りながら進めていく。

ア ごみ減量・資源化を実践している小売店を「あららの店」として認定するごみ減量優良協力店制度の実施

イ レジ袋等包装廃棄物を削減するための買い物袋持参運動の推進

###### (2) 減量化・資源化の推進

###### ア 事業ごみ指定袋制度の実施

事業ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）排出時に、透明・半透明の事業ごみ指定袋を使用し、分別の徹底を図るとともに、事業ごみ指定袋にごみ処分手数料を付加することにより、排出者責任の徹底を図る。

###### イ 紙ごみ対策

###### (ア) 事業所訪問指導の実施

事業系一般廃棄物の減量に関する指導要綱に基づき、次に掲げる事業者に対し、一般廃棄物、特に紙ごみについての発生抑制及びその適正な分別、保管、再生などの処理について個別に助言、指導する。

- a 興行場、事業所等の用に供される延べ床面積が 2, 5 0 0 平方メートル以上の建築物の所有者等
- b 小売業を行うための店舗の用に供される延べ床面積が 5 0 0 平方メートルを超える建築物の所有者等
- c 1 棟に従業員 2 0 0 人以上の事業所が存する建築物の所有者等

###### (イ) 事業系紙ごみの資源化

事業系一般廃棄物のうち再生可能な紙ごみ（個人情報記載された紙を含む。）について、清掃工場への搬入規制を徹底し、民間ルートへの誘導を図ることにより資源化を推進する。なお、資源ごみ選別施設で受け入れる場合は、選別処理を行い資源化を図る。

###### (ウ) ミニ・オフィス町内会の支援

近隣の複数の事業所が、紙ごみの分別方法と排出日を統一し、紙ごみの回収を効率的に行う紙のリサイクルシステムの設立を支援する。

##### ウ 生ごみ対策

###### (ア) 公共施設生ごみ堆肥化モデル事業の実施

公共施設に設置した生ごみ処理機を活用し、生ごみの減量化・資源化を図る。

###### (イ) 家庭用生ごみ処理機あっせん事業の実施

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ処理機等の普及及び利用者の拡大を図る。

###### (ウ) 事業系生ごみの資源化・減量化

飲食店、スーパーマーケット等の事業所から排出される生ごみの資源化・減量化を推進する。

###### (エ) 生ごみリサイクルの研究など

## エ その他

## (ア) 容器包装廃棄物の資源化

容器包装リサイクル法に基づき策定した広島市分別収集計画により、容器包装廃棄物のより一層の資源化を図る。

## (イ) 植木せん定枝の資源化

植木せん定枝については、再生施設で破碎処理し、土壌改良材などに資源化する。

## (ロ) 木くずの資源化

事業系一般廃棄物のうち、再生可能な木製パレットなどの木くずについては、民間ルートによる資源化を推進する。

## (ハ) 発泡スチロールの資源化

## 2 排出状況及び収集・運搬計画・処理主体

事業系一般廃棄物のうち、再生可能な発泡スチロールについては、一般廃棄物再生利用業個別指定を受けている広島市廃棄物処理事業協同組合等が行う民間ルートによる資源化を推進する。

## (ニ) 焼却灰等の資源化

市焼却施設から発生する焼却灰のセメント化や熔融スラグの有効利用等の民間ルートによる資源化を推進する。

## (3) その他

## 地域環境指導員制度の実施

公衆衛生推進協議会に「地域環境指導員」を依頼し、地域住民のごみの減量意識の啓発やごみの集積場所での指導を実施する。

| ごみの種類  |                                | 収 集 ・ 運 搬 計 画                   |                      |       |                  |                                                                                                 | 処 理 主 体                 |       |                  |
|--------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|------------------|
|        |                                | 収集主体                            | 収集運搬量                | 収集区域  | 収集回数             | 収集方法                                                                                            | 排 出 方 法 等               | 処理方法  | 処理施設             |
| 家庭ごみ   | 可燃ごみ                           | 市(直営)<br>市(委託)                  | 88,203 t<br>64,988 t | 全市域   | 週 2 回            | ステーション方式<br>(排出場所は、<br>市民があらかじめ所轄の環境事業所に届け出た場所とする。)                                             | 丈夫な紙袋に入れて持ち出す。          | 焼 却   | 市(直営)            |
|        | ペットボトルごみ                       | 市(直営)<br>市(委託)                  | 1,006 t<br>1,037 t   |       | 週 1 回            |                                                                                                 | 透明または半透明なビニール袋に入れて持ち出す。 | 選 別   | 民間(委託)           |
|        |                                |                                 |                      |       |                  |                                                                                                 |                         | 再 生   | 法 ル ー ト          |
|        | プラスチック製<br>容器包装ごみ<br>(リサイクルプラ) | 市(直営)<br>市(委託)                  | 9,343 t<br>9,629 t   |       |                  |                                                                                                 |                         | 焼 却   | 市(直営)            |
|        |                                |                                 |                      |       |                  |                                                                                                 |                         | 埋 立   |                  |
|        | プラスチックごみ<br>(その他プラ)            | 3,826 t                         | 焼 却                  |       |                  | 市(直営)                                                                                           |                         |       |                  |
|        | 不燃ごみ                           | 7,005 t<br>うち中継・運搬<br>(4,301 t) | 月 2 回                |       | 戸 別 方 式          | 丈夫なビニール袋等に入れて持ち出す。<br>安佐南区、安佐北区、東区旧安芸町、佐伯区旧湯来町を除く区域の収集分については、三菱重工業(株)広島製作所構内不燃ごみ集積施設へ搬入した後転送する。 | 埋 立                     | 市(直営) |                  |
|        | 資源ごみ                           | 市(委託)                           |                      |       |                  |                                                                                                 | 39,123 t                | 選 別   | 市(委託)            |
|        |                                |                                 |                      |       |                  |                                                                                                 |                         | 再 生   | 民間ルート<br>法 ル ー ト |
|        |                                |                                 |                      |       |                  |                                                                                                 |                         | 焼 却   | 市(直営)            |
| 埋 立    |                                |                                 |                      | 市(直営) |                  |                                                                                                 |                         |       |                  |
| 有害ごみ   | 292 t                          | 無害化                             | 市(委託)                |       |                  |                                                                                                 |                         |       |                  |
| 大型ごみ   | 10,012 t                       | 必要の都度                           | —                    |       | 破 碎              | 市(委託)                                                                                           |                         |       |                  |
| 都市美化ごみ | 市(直営)<br>市(委託)                 |                                 |                      |       | 566 t<br>1,793 t | 全市域                                                                                             | 再 生                     | 民間ルート |                  |
|        |                                | 焼 却                             | 市(直営)                |       |                  |                                                                                                 |                         |       |                  |
|        |                                |                                 |                      |       |                  | 埋 立                                                                                             | 市(直営)                   |       |                  |